

令和 8 年 4 月 13 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事

黒 瀬 巖

[公 印 省 略]

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛に標記の通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

がんについては、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきたことから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率向上、がんの早期発見が極めて重要であることに鑑み、がん検診事業に加え、標記事業が実施されているところです。

今般、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（平成 30 年 3 月 28 日健発第 0328 第 20 号厚生労働省健康局長通知）の別紙「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）が、別添の新旧対照表のとおり一部改正され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する情報提供についてよろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健生発 0407 第 18 号
令和 8 年 4 月 7 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について（協力依頼）

我が国において、がんは昭和 56 年から死亡原因の第 1 位であるとともに、生涯のうちに約 2 人に 1 人が罹患すると推計されております。しかしながら、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきたことから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率向上、がんの早期発見が極めて重要であることに鑑み、地方交付税措置されているがん検診事業に加え、標記事業が「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（平成 30 年 3 月 28 日健発第 0328 第 20 号厚生労働省健康局長通知）の別紙「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところです。

今般、別添写しのとおり、実施要綱の一部を改正し、各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長及び市区町村長宛てに通知しました。

貴会におかれましても、本事業の趣旨についてご理解いただき、検診対象者の受診機会の拡充を図るなど、特段のご配慮をお願いします。

健生発 0407 第 17 号
令和 8 年 4 月 7 日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市区町村長
殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（平成30年3月28日健発第0328第20号厚生労働省健康局長通知）の別紙「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、別添の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正し、令和8年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別添)

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">健発 0328 第 20 号 平成 30 年 3 月 28 日</p> <p style="text-align: center;">平成 31 年 3 月 29 日一部改正 令和 2 年 3 月 27 日一部改正 令和 2 年 5 月 1 日一部改正 令和 3 年 2 月 25 日一部改正 令和 4 年 3 月 4 日一部改正 令和 5 年 3 月 27 日一部改正 令和 6 年 3 月 25 日一部改正 令和 7 年 4 月 1 日一部改正 <u>令和 8 年 4 月 7 日一部改正</u></p> <p>I 個別の受診勧奨・再勧奨 1～4 (略)</p> <p>5 事業の内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">健発 0328 第 20 号 平成 30 年 3 月 28 日</p> <p style="text-align: center;">平成 31 年 3 月 29 日一部改正 令和 2 年 3 月 27 日一部改正 令和 2 年 5 月 1 日一部改正 令和 3 年 2 月 25 日一部改正 令和 4 年 3 月 4 日一部改正 令和 5 年 3 月 27 日一部改正 令和 6 年 3 月 25 日一部改正 令和 7 年 4 月 1 日一部改正</p> <p>I 個別の受診勧奨・再勧奨 1～4 (略)</p> <p>5 事業の内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。</p>

改正後	改正前												
<p>(1) 当該年度に実施するがん検診について、郵送、電話又は電子メール等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。また、<u>受診勧奨と併せて、職域等がん検診の受診状況の把握に努めること。</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>Ⅱ 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 1～3 (略)</p> <p>4 対象者の考え方 対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。</p> <table border="1" data-bbox="197 933 1108 1166"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>生年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮頸がん検診</td> <td>平成17(2005)年4月2日～平成18(2006)年4月1日</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>昭和60(1985)年4月2日～昭和61(1986)年4月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～8 (略)</p>	対象	生年月日	子宮頸がん検診	平成17(2005)年4月2日～平成18(2006)年4月1日	乳がん検診	昭和60(1985)年4月2日～昭和61(1986)年4月1日	<p>(1) 当該年度に実施するがん検診について、郵送、電話又は電子メール等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>Ⅱ 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 1～3 (略)</p> <p>4 対象者の考え方 対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。</p> <table border="1" data-bbox="1193 933 2105 1166"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>生年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮頸がん検診</td> <td>平成16(2004)年4月2日～平成17(2005)年4月1日</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>昭和59(1984)年4月2日～昭和60(1985)年4月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～8 (略)</p>	対象	生年月日	子宮頸がん検診	平成16(2004)年4月2日～平成17(2005)年4月1日	乳がん検診	昭和59(1984)年4月2日～昭和60(1985)年4月1日
対象	生年月日												
子宮頸がん検診	平成17(2005)年4月2日～平成18(2006)年4月1日												
乳がん検診	昭和60(1985)年4月2日～昭和61(1986)年4月1日												
対象	生年月日												
子宮頸がん検診	平成16(2004)年4月2日～平成17(2005)年4月1日												
乳がん検診	昭和59(1984)年4月2日～昭和60(1985)年4月1日												

改正後	改正前
<p>Ⅲ 精密検査及び確定精検未受診者に対する受診再勧奨 1～4 (略)</p> <p>5 事業の内容 事業の内容は、対象者に対する郵送、電話又は電子メール等による精密検査及び確定精検の受診の有無の把握並びに未受診者への個別の精密検査及び確定精検の受診再勧奨の実施とする。 <u>なお、精密検査及び確定精検の受診勧奨・再勧奨の際は、がん種別の精密検査の受診勧奨資材（令和8年1月23日付事務連絡「がん検診精密検査の受診勧奨資材を用いた受診勧奨の徹底について」）を用いるなど、効果的に実施すること。</u></p> <p>※この事業は、原則、がん検診を実施した年度中に行う精密検査及び確定精検への再勧奨等とするが、前年度に実施したがん検診に対し、翌年度に行う精密検査及び確定精検への再勧奨等についても対象とする。</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>Ⅲ 精密検査及び確定精検未受診者に対する受診再勧奨 1～4 (略)</p> <p>5 事業の内容 事業の内容は、対象者に対する郵送、電話又は電子メール等による精密検査及び確定精検の受診の有無の把握並びに未受診者への個別の精密検査及び確定精検の受診再勧奨の実施とする。</p> <p>※この事業は、原則、がん検診を実施した年度中に行う精密検査及び確定精検への再勧奨等とするが、前年度に実施したがん検診に対し、翌年度に行う精密検査及び確定精検への再勧奨等についても対象とする。</p> <p>6～8 (略)</p>

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱

健発 0328 第 20 号

平成 30 年 3 月 28 日

平成 31 年 3 月 29 日一部改正
令和 2 年 3 月 27 日一部改正
令和 2 年 5 月 1 日一部改正
令和 3 年 2 月 25 日一部改正
令和 4 年 3 月 4 日一部改正
令和 5 年 3 月 27 日一部改正
令和 6 年 3 月 25 日一部改正
令和 7 年 4 月 1 日一部改正
令和 8 年 4 月 7 日一部改正

I 個別の受診勧奨・再勧奨

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に規定する地方公共団体の組合を含む。以下「市区町村」という。）が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診において、個別の受診勧奨・再勧奨を強化することにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成 20 年 3 月 31 日健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

5（1）の事業の対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

	対象年齢
胃がん検診	50～69歳の男女 (胃部エックス線検査は40歳以上も可)

子宮頸がん検診	20～69歳の女性 (HPV検査単独法は30～60歳の女性)
肺がん検診	40～69歳の男女
乳がん検診	40～69歳の女性
大腸がん検診	40～69歳の男女

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該年度に実施するがん検診について、郵送、電話又は電子メール等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。また、受診勧奨と併せて、職域等がん検診の受診状況の把握に努めること。
- (2) 当該年度に実施するがん検診について、かかりつけ医を通じて、がん検診並びに精密検査及び確定精検に関する個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。
また、受診勧奨・再勧奨を実施する際は、国立がん研究センターがん対策研究所検診研究部で作成している、科学的根拠に基づくがん検診を推進するための一般向けリーフレットを作成しており、このリーフレットは、かかりつけ医が受診勧奨を実施する際にも活用できるので参考とすること。
なお、これらの勧奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。
- (3) (1) 及び (2) を実施するに当たって、厚生労働省が作成した「がん検診受診率向上施策ハンドブック（第3版）」を参考にして、がん検診受診率向上に有効であることが認められた受診勧奨策を用いた効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨を実施するよう努めること。

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5の事業を実施する費用とする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 個別の受診勧奨・再勧奨の定義について

本事業における個別の受診勧奨とは、郵送、電話又は電子メール等により個別に受診の勧奨を行うことをいう。個別の受診再勧奨とは、個別の受診勧奨を行ったにも関わらず、がん検診を受診していない者に対して、再度、個別に受診勧奨を行うことをいう。なお、世帯に対して受診勧奨・再勧奨する場合も、対象者全員の氏名が明記されているのであれば、個別の受診勧奨・再勧奨に該当する。

(2) 適切な精度管理・事業評価の実施について

がん検診の実施に当たっては、科学的根拠に基づく検診を、適切な精度管理・事業評価の下で実施することが重要であるため、本事業を実施する際は、必ず、国立がん研究センターが公表している「事業評価のためのチェックリスト」を用いて、精度管理・事業評価を行うこと。

特に、対象者の網羅的ながん検診台帳を、住民台帳などに基づいて作成すること。個別の受診再勧奨まで行ってもがん検診を受診しない者については、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由を把握するよう努め、台帳に記載しておくこと。なお、本台帳は、既存のがん検診台帳を適宜活用して差し支えない。

また、個別の受診勧奨・再勧奨の実施に当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」に基づき、「検診機関用チェックリスト 1. 対象者への説明」（がん検診の有効性やがん検診受診のメリット・デメリット、精密検査及び確定精検についての正しい情報、精密検査及び確定精検を受診する必要性など）の項目を対象者に伝えること。なお、国立がん研究センターがん対策情報センターが作成した「自治体担当者のためのがん検診精度管理マニュアル」において、具体的な取組事例を紹介しているので参考にすること。

(3) 検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用、定員を超えた場合の日程調整や追加検診の実施等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

(4) 発送費用の抑制について

郵送で個別の受診勧奨・再勧奨を行う場合は、1つのハガキで全てのがん検診の勧奨を行う等、発送費用の抑制に努めること。

(5) 電子メール等での個別の受診勧奨・再勧奨について

電子メール等での個別の受診勧奨・再勧奨を行う場合であっても、郵送、電話での個別の受診勧奨・再勧奨と同様に、対象者本人に個別の受診案内が届くように留意すること。なお、(4)と同様、費用の抑制に努めること。

II 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布

1 目的

この事業は、市区町村が実施する子宮頸がん検診及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けを行いがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん検診	平成17（2005）年4月2日～平成18（2006）年4月1日
乳がん検診	昭和60（1985）年4月2日～昭和61（1986）年4月1日

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者に対するクーポン券の送付
- (2) 対象者に対する検診手帳の送付
- (3) 対象者がクーポン券を利用してがん検診を受診する場合の自己負担分の助成措置の実施

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、交付要綱に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5（1）及び（2）の事業を実施する費用とする。
- (3) 本事業における検診費の対象経費は、5（3）における自己負担額相当部分の費用とする。ただし、受診者に自己負担が生じる場合には、当該自己負担額と6（1）に示す単価との差額を対象経費とする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

(1) 職域において受診が可能な者への対応について

職域において保険者等が提供するがん検診（人間ドック等によるがん検診を受ける際の費用助成を含む。）の受診が可能な者に対しては、それらを受診していただくよう、クーポン券を配布する際に周知すること。

(2) がん検診台帳の整備について

クーポン券を利用した者の受診状況等についてがん検診台帳を整備し、継続的な受診指導等に役立てること。

(3) 受診案内、クーポン券、検診手帳について

受診案内、クーポン券、検診手帳は厚生労働省が示す見本を踏襲しつつ、受診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。

また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるようにするとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。

(4) 本人確認について

検診実施機関に対しては、クーポン券に記載された氏名及び住所について、必ず保険証などで本人確認を行うよう周知を図ること。

(5) 検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用、定員を超えた場合の日程調整や追加検診の実施等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

(6) 検診に関する情報提供について

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(7) 他の市区町村での受診に対する配慮について

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

(8) 精密検査及び確定精検の結果について

検診実施機関で精密検査及び確定精検を行った場合、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

また、検診実施機関とは異なる施設で精密検査及び確定精検を実施する場合は、検診実施機関において、精密検査及び確定精検の実施施設と連絡をとり、精密検査及び確定精検の結果の把握に努めるとともに、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

(9) 発送費用の抑制について

クーポン券等の送付においては、世帯毎に他のがん検診の案内と一緒に送付する等、発送費用の抑制に努めること。

Ⅲ 精密検査及び確定精検未受診者に対する受診再勧奨

1 目的

この事業は、市区町村が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの要精密検査と判定された者及び HPV 検査単独法による子宮頸がん検診において要確定精検と判定された者に対して着実に精密検査及び確定精検を受診させることにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、市区町村が実施した胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん及び大腸がんのがん検診の受診結果で、要精密検査又は要確定精検となったが、その後、精密検査又は確定精検を受診していない者とする。

5 事業の内容

事業の内容は、対象者に対する郵送、電話又は電子メール等による精密検査及び確定精検の受診の有無の把握並びに未受診者への個別の精密検査及び確定精検の受診再勧奨の実施とする。

なお、精密検査及び確定精検の受診勧奨・再勧奨の際は、がん種別の精密検査の受診勧奨資材（令和8年1月23日付事務連絡「がん検診精密検査の受診勧奨資材を用いた受診勧奨の徹底について」）を用いるなど、効果的に実施すること。

※この事業は、原則、がん検診を実施した年度中に行う精密検査及び確定精検への再勧奨等とするが、前年度に実施したがん検診に対し、翌年度に行う精密検査及び確定精検への再勧奨等についても対象とする。

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

(1) この実施要綱に基づき実施する経費については、交付要綱に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。

(2) 本事業における対象経費は、5の事業を実施する費用とする。ただし、精

密検査及び確定精検の実施機関と市区町村間における対象者の受診状況連絡等については、除くものとする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

(1) がん検診台帳の整備について

受診再勧奨後の精密検査及び確定精検の受診状況等についてがん検診台帳を整備し、継続的な受診指導等に役立てること。

なお、本台帳は、既存のがん検診台帳を適宜活用して差し支えない。

(2) 精密検査及び確定精検の結果について

指定医療機関で精密検査及び確定精検を行った場合は、その結果を市区町村に報告するよう求めること。